

令和8年度



東京都



テレワーク トータルサポート 助成金

多様な働き方を
はじめる、つづける。



助成額・助成率

常時雇用する労働者の数	上限・助成率
2人以上29人以下	上限 150 万円（助成率：3分の2） ※うち、委託費上限50万円
30人以上999人以下	上限 250 万円（助成率：2分の1） ※うち、委託費上限62.5万円

助成金申請
受付期間

令和8年5月29日〔金曜〕～令和9年2月5日〔金曜〕

※郵送、または電子申請（Jグランツ）のいずれかにより提出してください。来所による持参提出は一切受付できません。
※郵送では締切日の消印有効とし、電子申請では締切日の23時59分までに提出されたものを受付します。
※助成金の申請にあたり東京都が実施する「テレワーク相談窓口」の利用が必要です。

申請書類受付・
お問い合わせ

公益財団法人東京しごと財団

企業支援部 雇用環境整備課 テレワーク支援係
東京都千代田区飯田橋3-8-5住友不動産飯田橋駅前ビル11階

TEL **03-5211-5200**（受付時間：平日9時～17時）

※平日12時～13時、土日、祝日、年末年始を除く

「テレワーク相談窓口」お問い合わせ

テレワークトータルサポート事業事務局 TEL.03-6800-6004（受付時間：平日9時～17時）

助成金の概要

テレワークの導入から定着・促進を図るため、東京都が実施するテレワーク相談窓口やコンサルティングを利用した都内中堅・中小企業等に対し、テレワーク機器導入経費等のテレワーク環境整備に係る経費を助成します。

助成対象経費（申請可能機器等）の例

● パソコン

- ・ノートパソコン
- ・デスクトップパソコン



● モニター

- タブレット
- スマートフォン



- 業務ソフトウェア
(財務会計ソフト、CADソフトなど)



助成対象事業者の主な要件

- ☐ テレワークトータルサポート助成金を受給（受給予定も含む）していないこと
- ☐ 常時雇用する労働者が2人以上999人以下で、都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等であること
- ☐ 東京都が実施する「テレワーク相談窓口」を利用したこと

注：上記のほかにも要件があります。詳細についてはホームページの募集要項をご確認ください。

申請から助成金振込までの流れ

東京都へ申込

「テレワーク相談窓口」を利用する

「テレワークトータルサポートコンサルティング」を利用する

「テレワーク相談窓口」及び「テレワークトータルサポートコンサルティング」の詳細は下記URLにてご確認ください

<https://total-support.metro.tokyo.lg.jp>

テレワークトータルサポート事業事務局

TEL.03-6800-6004（受付時間 平日9時～17時）



東京しごと財団へ申請

助成金の申請を行う

支給決定後、助成事業を実施する

実績報告を行う

額の確定後、助成金の請求を行う

助成金が振り込まれる

助成事業の内容

- テレワーク機器等の整備
機器等の購入・設置・設定



- テレワーク勤務の実施
整備したテレワーク環境を活用し、6回のテレワークを実施



そのほか、実績報告までに行う必要のある事項についてはホームページの募集要項をご確認ください。

https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/teletotal/boshu/08_total.html

